

日本人の同化問題

— ブラジルでの日本主義教育の実践をめぐる —

福 嶋 寛 之*

序章 問題の所在

1 日本人の側の同化という場面

戦前期日本は海外に版図を有する植民地帝国日本であった一方で、主権の及ばない外国に自国民を安価な労働力＝移民として送り込む、後発の近代国家でもあった。前者において日本は異民族に同化を求める側になるが、後者の場面では、日本人の側が現地国から同化を求められる存在となる。

この後者の場面を扱ってきたのは主として移民史研究であった。そこでの日本人移民（および二世）たちは現地国からはもちろん、祖国日本からも忠誠が求められた存在として描かれる。アメリカ日本人移民研究を代表する東栄一郎氏の著作は「二つの帝国のはざままで」とのタイトルをもつ¹⁾。同じく、それ以前の研究となるが坂口満宏氏は、「在米日本人最大のジレンマは、日本への忠誠とアメリカへの忠誠を同時に表明しなければならなかったことではなく、どちらか一方のみへの忠誠表明を求められたことであった²⁾と指摘する。これによれば日本人移民は日本からも現地国からも、そしてそれぞれの国に対してのみ忠誠が求められたことになる。

しかしこれは本当だろうか。本稿で扱う 1930 年代のブラジルでもナショナ

* 福岡大学人文学部准教授

リズムが台頭したことで、同化政策にさらされた現地日本人の側からかえって強烈な日本主義教育論——「日本精神」「陛下の赤子」「八紘一字」といったタームで彩られる教育論——が噴出した。しかし日本政府（外務省）からすれば、主権の及ばない外国で〈日本〉を強調する行為は排日を招きかねないもので、警戒すべき対象だった。よって本稿で見る通り、現地指導者たる領事たちはそれを抑制する側にまわり、なかにはブラジルに同化し忠誠を誓うことこそ「日本精神の発露」「八紘一字」の実践とまで述べた者もいたのである。

最近、ブラジル日本人移民を扱った遠藤十亜希氏のように、日本本国政府の日本人移民への持続的な支配を強調し、「本国（日本）による『臣民化』政策」の存在を指摘する研究が出されている³。それは研究史の流れからすると、従来むしろ日本人の国外への放出（棄民）の面ばかりが強調されてきた動向に対し、日本国家への包摂のベクトルを強調するものである。ただ包摂のベクトルが強調されてしまうと、今度は先のような、日本政府側の人間が現地日本人に対し現地国への同化・忠誠を求めている様相が説明できなくなる。何より同時代言説として既に存在していた、祖国に見放されたという意味での「棄民」論の存在も後景に退いてしまう。

このようにみるとき見逃せないのが、最近の酒井一臣氏による以下のような指摘である。酒井氏は、「近代日本の移民観は、帝国日本の拡張の先兵というものではなく、文明国標準に達しない人びとであり、日本の国威高揚の障害にならなければよいという存在だった⁴」と述べている。これだけの引用では近代日本の移民観一般の形になるが、移民は「帝国日本の拡張の先兵」とは必ずしもみなされてはいなかったとの指摘は同時代言説としての「棄民」論と接続可能なものである。ただ本稿で検討する現地日本人の側からの日本主義教育論は、自分たちもまた「陛下の赤子」なのであり「棄民」などではなかったはずだというもので、かつそれを日本本国にも突きつけるものだった。現地日本人たちも黙っていたわけではない⁵。本稿はさしあたり、舞台はブラジルに限定

されるが、最終的な関心は日本本国の側がこうした主張をどのように処理したのかという点にある。

2 「日主伯従主義」の理解をめぐって——日本主義教育論との設定——

以下、具体的な形で先行研究を確認しながら論点を提示していこう。先のブラジルでの「臣民化政策」の存在を強調した遠藤氏の研究以前に、実は日本政府は意外にそれに冷淡であったとの指摘が存在する。小嶋茂氏は、「戦前の在伯邦人子弟教育に関して日本政府、少なくとも外務省が、国家として国粹主義的政策を具体的に進めて関与していたとは考えにくい」⁶と述べていた。筆者もまた前稿⁷において、①現地出先機関たる在ブラジル日本領事館の基本的スタンスは、現地ブラジルとの摩擦回避を第一義とするもので、排日惹起というリスクをおかしてまで「日本精神」の涵養、その回路としての日本語教育に固執していなかったこと、②この路線は1934年、ブラジルから出された移民制限法（「二分制限法」）の対応として、大使館・領事館によって「伯主日従主義」として定式化されたこと、などを指摘した。本稿で扱うのはその後の局面である。前稿での指摘をもう少し追加すると、ところが③そうした「伯主日従主義」を転換させようとしたのが日本から派遣された石井繁美（外務省嘱託）や葛岡唯雄ら小学校教員（「外務省派遣教員」）で、彼等は1937年、領事館傘下の教育指導機関＝「ブラジル日本人教育普及会」（その後、「ブラジル日本人文教普及会」に改称）の改組を通じて主導的立場に立ち、それまでの領事館による「伯主日従主義」の修正を試みた。しかし④結局はその路線も排日惹起への懸念から（一旦は）抑制的にならざるをえなかった、と指摘した。

本稿で最初に見ていくように、現地日本人の側から日本主義教育論として噴出するのはその後の1938年末のことであった。それは同年のブラジルからの日本語教育禁止令が出されたことへの、いわばカウンターとして噴出するものだった。本稿の課題は、こうした現地日本人の側から噴出する日本主義教育論

はどのような性格のもので何を提起し、それを領事館や大使館など日本政府の出先機関がどのように処理していったのかという点にある。ここで現地日本人移民ではなく現地日本人側と表現しているのは、その主導役となったのが先にも触れた石井繁美や葛岡唯雄らであったこと、つまり彼等は本国外務省から派遣された存在でありながら、少なくともこの場面では現地日本人移民（教員）側のほうに立って主張を先鋭化させ、領事館・大使館がそれをおさえこもうとする構図になっているからである。

一方、ブラジル日本人移民の教育実践というレベルでの研究に目を向けると、最も詳細な研究を行っているのが根川幸男氏である。根川氏も当時使用されていた教育指針、「日主伯従主義」「伯主日従主義」に触れている。すなわち、「日主伯従主義」は「日本人になるための教育」、「伯主日従主義」は「大和魂をそなえたよき日系ブラジル市民の育成」を目指すものと理解されている⁸。後者の「大和魂をそなえたよき日系ブラジル市民の育成」という一見して矛盾する概念をめぐる議論はむしろ本論での分析対象だが、ここでは前者の「日主伯従主義」＝「日本人になるための教育」との理解が問題の焦点である。本論で見ると、ここで噴出する日本主義教育論のなかでは「日主伯従主義」までもが否定されていた。つまり「日主伯従主義」を単に「日本人になるための教育」と把握してしまうと、「日主伯従主義」までもが超克の対象とされていた事情が理解できなくなる。この点は、同じ場面を「日主伯従」に傾いた経緯⁹として把握する飯窪秀樹氏の研究⁹にも同様に指摘できる。本稿がここで「日主伯従主義」ではなく日本主義教育論として設定しているのはこうした理由に基づく。ただ飯窪氏の研究はこの点をおくとしても、カウンターとしての日本主義教育論が噴出する場面を最も詳細に検討した研究で重要である。本稿ではさらに、それ自体としては正統な日本主義イデオロギー・教育論が主権の及ばない外国で主張されるとき、どのような思想的な問題を提示することになるのかという点にまで分析を及ぼす。そして本稿では紙幅の関係上、舞台はブラジ

ルにとどまるが、最終的には日本本国側の動向にまで広げ、海外に散らばる自国民を日本本国の側はどのように扱おうとしたのかという点にまで展開させたい。

最後に、本論に入る前に問題の起点となった1938年5月のブラジル新移民法＝外国語教育禁止令について確認しておこう。具体的には①農村部の学校での14歳未満児童への外国語教育の禁止、②教師は「生来ノ伯国人」とし帰化人は不可とする、というものであった。日本人学校は農村部に集中し、子弟の多くは14歳未満だったから、日本人学校を事実上、壊滅させる措置として受けとめられた（ごく一部、都市部に残りはするが、日本人一世教師は失職する）。以下ではまずそれをうけて、現地日本人の教育指導機関であるブラジル日本人文教普及会（以下、「普及会」）にて日本主義教育論が噴出していく場面を見ていこう。なお「伯国」とはブラジルの漢字表記「伯刺西爾」の略、史料引用にあたって中略を示す……、語を補う〔 〕、改行を示す／は、すべて筆者による。

第1章 カウンターとしての日本主義教育論の噴出をめぐる

1 葛岡唯雄（普及会学務課長）の「和魂伯才」論

——第1回協議会（1938年12月）——

新移民法が発効し日本人学校が実質的に閉鎖においこまれる1938年12月、普及会はサンパウロ市に各地の学校関係者を集めた「学校協議会会長会議」（以下、協議会）を開催し、今後の対策を協議している。そこで提示された方針は、葛岡唯雄（普及会学務課長）による講演にトータルに示されている¹⁰。

まず葛岡によれば、「伯国最近ノ国粹化運動」は「吾々ノ子弟カラ完全ニ日本語ヲ奪ヒ去リ伯主日従主義ドコロカ純然タル伯国主義教育ヲ決定的ノモノトシ」たと述べるように、ブラジル側の措置を「伯主日従」主義すら許容しない伯国一色主義として理解する。つまり現状を放置すれば日本語は消滅する。葛岡は日本語について、自分たちと子弟の魂をつなぐ「絲」、「祖国日本」とを結

び合わせる「綱」、と表現するように、日本語は日本国家そしてそれと一体化された自身と子孫たちとをつなぐ命綱であった。よって後に見るように、それが断ち切られれば後継者を失い、自己という存在そのものが異国の地で消え去ってしまうと理解されていた。ここで葛岡は「吾々ノ子弟カ日本人ノ子テアル」ことが「主」、「ブラジルニ住ンテ居ル」ことが「従」との自覚を求めているように、ブラジルはあくまで活動する場に過ぎなかった。葛岡は「在外国民」なる表現を用いて日本の国民意識の保持を強調するが、それは日本国籍を有する一世に限定されていない。「海外ニ送ツタ日本国民カ、第二世ニナラウト第三世ニナラウト五世十世ニナラウト完全ナル国民意識ヲ持チ……」と述べるように、国籍の所在といった法的次元を度外視し、血統という観点から「完全ナル国民意識」は末代に至るまで保持すべきものと主張されている（以上、第332画像目）。

こうした〈日本〉への固執の根底には、ブラジルへの同化を「退化」とみなす認識があった。そのイメージは以下の描写によく現れている。すなわち、「日本人トシテノ美質特長ヲ失ツテブラジルノルツボノ中ニ溶ケコンテ退化シテ了フト言フコトニナレハコレハ日本人ノ一部カブラジルノ中ニ空シク消エテ了ツタ」ことになる（第333～334画像目）——。別の論者の表現だが、「ブラジルの国是は、各色の人種の世界的ルツボとなつて新しきブラジル人種を作」ることにあつたとすれば¹¹、葛岡にとってそれは「退化」であり「日本人ノ一部」が「空シク消エテ」しまう事態であった。よっていかに現地に順応しようとも「日本人トシテノ美質特長」が喪失されれば、存在そのものが消滅することと同義である。ここから葛岡はあるべき教育指針として、「ブラジル社会ニ活躍スル才能ヲ磨ク前ニ先ツ据リシタ自覚アル日本人タラシメヨ、日本人ヲ日本人トシテ伯国社会ニ貢献セシメヨ」と定式化し、これを「和魂伯才」と名付ける¹²（第334画像目）。

留意すべきは、葛岡はここで「日主伯従主義」といった従来表現を強く否

定している点である。葛岡は「伯主日従主義」であれ「日主伯従主義」であれ、「私ノ話ノ中ニハ左様ナ言葉ハ絶対ナカツト思ヒマス」と述べている¹³。つまり現状のままでは伯国一色になりかねない、そうしたなかせめて精神だけは〈日本〉であることを死守しようとするれば、「伯主日従主義」といったものは所詮、日伯間の比重を調整するものに過ぎず、それとは次元の異なる理念が必要とされた。表現の洗練度はともかく、そうして導かれたのが「和魂伯才」であった。

このようにブラジルへの溶解＝同化を拒否していた葛岡は、「英国人ハ決シテ他国ニ同化シテキマセン」¹⁴と英国の例を持ち出している。一見、英国と日本を同列化するかのようだが、重要なのはこの先で、葛岡といえども英国の場合は移住先の主権がまだ確立していない地域（またその時代）であった点を一応認めている点である。つまり日本は「遠隔地ナショナリズム」¹⁵を野放図に主張できるほど強者の側にいたわけではない。そうではないからいまここで、ブラジルからの同化の圧力にさらされているのである。

しかしながらそれを百も承知のうで提起されたのが、ここでの日本主義教育論＝「和魂伯才」論であったとも言える。葛岡はブラジル側が「ヒタムキニ同化同化ト押シツケルコトハソレコソ『ドウカ』ト思ハレルノテアリマス」と開き直るかのような発言をする（第334画像目）。そしてこの箇所は邦字新聞でも「ユーモア混りで」¹⁶と報じられた。しかしこの点はブラジルに対して無頓着というより全く反対に、彼らがいかに強い重圧にさらされ、そこからの解放願望が強かったか、その現れと見たほうがよい。要するに、ブラジルからの同化という圧力のなかで自らが消滅しかねないという極限状況にまで追い詰められたとき、かえって噴出したのがここでの日本主義教育論＝「和魂伯才」論なのであった。そしてその矛先は祖国日本にも向けられた。すなわち、「国家ノ宝テアリ、陛下ノ赤子テアル国民ヲヨソノ国ニ呉レテヤル等ト言フ考テハナカツタ筈テアリマス」（第332画像目）——。直接的な形では「棄民」との表現はまだ出てきていないが、「陛下の赤子」を楯に祖国日本を突き上げている。

当然のことながら、〈日本〉を強調することへの懸念は存在した¹⁷。屋比久孟徳（ペードロ・バロス日本人会長）は葛岡に対し、「少ナクトモ伯国デ立派ナ仕事ヲサセヤウト思フナラバ矢張り餘リ日本人ダト云フ意識ヲ強調シナイ方ガヨクハナイカ」と述べる。しかし葛岡は、どこまでも「伯国ノ社会デ働ク日本人、陛下ノ赤子」という目標でやっていくべきだと述べ、「日本人ダトノ自覚ノ下ニ伯国社会デ働ケル様ニ教育シテ行ク、之デヨイデハナイカ（拍手）」と懸念の声をかき消していく。こうした雰囲気の中、同席していた淀川正樹（在サンパウロ領事）は「陛下ノ赤子」との表現に反応し釘を刺す¹⁸。すなわち、「〔先程〕陛下ノ赤子教育ト云フコトガアツタ／……^マ外人間ニ少カラヌ誤解ヲ受ケルコトニナル／此ノ様ナ字句ハ絶対ニ使ハヌ様ニ致度イモノデアル」。しかしこれに対して、それまで普及会の指導者で日本に帰国する間際であった石井繁美（外務省嘱託・前普及会事務長）は、「〔淀川領事からの〕角ガ立タヌ様トノ註釈」は「誠ニ御尤ナ事」だが「根本ノ精神」は間違っていない、「吾々ハ何ヲスルモ事ハ国家ノ為ダ、之ハ即チ陛下ノ為ダ」と、領事の抑制を振り切るものだった。ここでは石井繁美や葛岡唯雄ら普及会が先鋭化し、領事の側が抑止する側にまわる構図になっている。

以上のような普及会の路線は、次のような「申合せ」として結実する（下線は引用者による）。

- 一、子弟ニ日本人ノ子トシテノ自覚ヲ與ヘ日本人ノ正シキ性格ヲ維持啓培セシムルタメニハ日本語教育ハ絶対必要ナルヲ以テ伯国^ニ抵触セサル範圍ニ於テ其ノ徹底ヲ期ス
- 二、伯語学校ニハ積極的ニ通学セシメ将来伯国社会ニ於テ活躍貢獻シ得ル人物ヲ養成スルコトニ努ム¹⁹

二重国籍を別にすれば、出生地主義のブラジルでは二世は日本国民ではないから「日本人ノ子トシテノ自覚」という表現にはなっている。ただ、日本国民ではないにもかかわらず「日本人ノ子トシテノ自覚」が求められている。これ

までの議論をふりかえれば分かるように、さすがに直接的な表現としては出てこないが、それは「陛下の赤子」と等価とされるものだった。もちろん伯国にいる以上、伯国への貢献、伯語学校への通学は奨励されてはいる（それゆえに「和魂」＋「伯才」である）。しかし重要なのは、「申合せ」では「日本人ノ子トシテノ自覚」云々という最初の文章のなかに〈ブラジルへの貢献〉を示す文言をあえて登場させていない点、つまりは別の箇条書きで構成させている点である。このことで、文法上は「日本人ノ子トシテノ自覚」が〈ブラジルへの貢献〉への従属物とされない構造になっている。そして、先頭に掲げられるのはもちろん「日本人ノ子トシテノ自覚」のほうである。

以上のように、ブラジルからの日本語教育禁止令はカウンターとしての日本主義教育論を噴出させた。ただここに至る経過をみていくと、ブラジルからの日本語教育禁止令は、この協議会の半年前の1938年5月に既に出され、8月にはその詳細は明らかになっていた。この1938年の12月というタイミングで急速に日本主義教育論＝「和魂伯才」論という形にまで転化＝点火されていったのは、その直前の10月に偶然行われた、とある日本軍軍人の講演が大きかったように思われる。そして次節で見るように、その日本軍軍人の変転する発言が現地日本人を混乱させることになるのである。

2 事件としての中西武官——日本主義教育論の否定——

1938年10月、在ブラジル日本大使館付武官として赴任していた中西良介なる陸軍大佐（以下、中西武官）は、サンパウロ市内の日本人小学校大正小学校で講演を行った。そこで中西武官は、「皆さんの子孫は日系伯人と云ひはしても決して伯人ではありません。……血の繋りがある以上は未来永劫大日本帝国臣民であります。天皇陛下の赤子であります」²⁰と述べて、聴衆700名を歓喜させた。前節でみた葛岡唯雄（普及会学務課長）の「和魂伯才」論は、明らかにこの中西武官の講演に触発されたものだった。というのも、両者にはほぼ同じ表

現が出てくるからである。いま引用した中西武官の言葉の前には、「ブラジルで生まれたからブラジル人。これは法律の問題で、……人間が勝手に作った約束に過ぎません」とあったが、その2ヶ月後の葛岡の講演のなかにも、「吾々ノ子弟カ日本人テアルコト」はいかなる法律でも変更することの出来ない「先天的根源的ナ事実」である、とある²¹。そして何より、領事からとがめられた「陛下の赤子」なる表現のストレートな使用は、確認できる限り、中西武官によってなされた。葛岡からすれば、いわばお墨付きが与えられた表現のはずだった。

ところがその2ヶ月後の1939年の新年、邦字新聞紙上に中西武官による正反対の発言が掲載される。中西は「伯国はどこまでも日本でない、他国である、厳然たる独立国である」といい、「和魂伯才」についても『『完全なる日本人』をつくりたいとの事であるがこの点私には頗る合点が行かない』と批判し、「伯国の如き環境にありて真の日本人を作らう等といふ事は誤りである」と²²、日本主義教育論＝「和魂伯才」論を全否定したのである。結局のところ、中西武官が説く指針は従来、領事館が説いてきた「大和民族の特性を發揮し善良優秀なる伯国民となり他民族に率先して伯国の進展向上に邁進する事」²³、すなわち「日本精神」を通じた伯国への貢献、〈日本精神をもつ善良なる伯国国民〉の育成というものに落ち着くことになる（この一見して矛盾する概念をめぐる議論も含め、詳細な検討は後に行う）。

当然、中西武官の発言をめぐって騒然となる。対する中西は自身の発言に矛盾はないと述べていたから、まずはその説明から見てみよう²⁴。中西は「主観的」と「客観的」との用語を持ち出して、そのどちら側から見るかによって「表現の仕方の相違は免れないものだ」という。具体的には、最初の講演で「天皇陛下の赤子である」と述べたのはあくまで「帝国を主観として云ふ場合」、つまりは「伯国と云ふことを顧慮する必要のない時」のこと、それに対して後からの発言は「問題自体が日本主観許りで行けない性質のもの」、「伯国の宗主権

下に於る問題」であると説明する。この説明で矛盾なしと納得されるわけもなく、中西武官の説明がどう周囲に理解されるものであったかは、以下の批判する側からの発言に明らかである。すなわち、「日本を主観とすれば陛下の赤子となれ、ブラジル当局の意向を考へた場合は養子となつて忠良なブラジル人民であれといふやうな……気分にはなれないのです」——²⁵。

以降、邦字新聞紙上では中西武官への批判や真意を問い質す記事が展開された。「和魂伯才」の提唱者・葛岡唯雄（普及会学務課長）も、「あの感銘深い講演」をした中西武官の発言とは思えないと当惑し、改めて自身のいう「和魂伯才」の説明をした後、中西武官による最初の講演での言葉、すなわち「〔二世もまた〕血の繋りがある以上は未来永劫大日本帝国臣民であります、天皇陛下の赤子であります」というくだりを引用する²⁶。つまり立場は一致しているはずだと述べる。中西武官によるこのくだりは繰り返し引用されたように、現地日本人にとっては自身願望しながら公言できなかったことを率直に中西武官が語ってくれた、と理解されていたと言える。

そうしたなか、激越な中西武官の批判を展開したのが、サンパウロにて二世青年指導にあっていた在野の日本主義者・渋谷信吾なる人物である。渋谷の詳細な人物情報についてはこの後すぐに述べるとして、渋谷による中西武官批判は、中西発言が提起した問題を浮き彫りにする点で有用であり、その点の確認からしておきたい。

渋谷信吾なる人物にとっても、中西武官の口から「陛下の赤子の宣言をきいた時の喜びは物に例ふるものがなかつた」²⁷とされる。しかしその後の中西武官の発言は「十年前の古い思想の残滓たる日伯親善論」であり、そのため「陛下の赤子」云々は「片隅に古雑誌の如く押付けられ」、「良心まで泥土に塗られた感を催ふした」のは自分だけではないだろう、という。さらに渋谷によれば、中西武官にとって「日伯親善」は立派な「題目」なのかもしれないが、「在伯同胞に於ては数十年目にタコの出る位にきかされ一代の大使、総領事が心血を

注いでしかも効果のなかつた問題」とされる。

まずここでは「陛下の赤子宣言」と「日伯親善論」とが対照関係に置かれている。つまり後者の「日伯親善論」は字義通りの両国親善論ではない。伯国内にあって〈日本〉を象徴する日本語教育が根絶されようとしている状況での日伯親善論は、伯国にすり寄るものであり事実上、「陛下の赤子宣言」を否定する位置にある。そして第二に、一旦は「陛下の赤子」を宣言し直後にそれを翻すかのような中西武官の発言が、倫理的な侮辱として批判されている。この事情は自身願望していたところが裏切られたということもさることながら、中西武官が現地大使や領事とは異なる、本国側の（本来の）意思を体言する存在として仮託されていたことによる。渋谷は「正直の処、大使や総領事の百説よりも武官の一言の方がどれ位在伯同胞を動かすか知れんのです」と述べ、中西武官を「帝国陸軍のシンボル」と表現している。もちろん中西は偶然、出張中の一陸軍大佐に過ぎない。しかし渋谷らにとって中西武官の言葉は、そしてその口から発せられたのが「陛下の赤子宣言」だっただけに、本国から見捨てられていないとのメッセージとしてあったのであり、それゆえにそれを翻すかのような発言は倫理的な侮辱として、内面奥深くにまでに突き刺さる衝撃を与えるものだったのである。

3 中西武官—渋谷信吾の忠誠問答

——「皇室中心主義」と「八紘一宇」のあいだ——

ところで渋谷信吾には、こうしたいわば情緒的・倫理的な批判とは別に、極めてロジカルな形をとった批判が存在する。すなわち「日本精神」を保持しながらブラジルへの忠誠を誓うことは可能なのか、「廣大無辺」の「日本精神」は主権の及ばない外国でも通用するのかという問題であった。結果的には葬り去られることにはなるが、その後の領事らの発言をみると、何の痕跡も残さなかったわけではない。

以下、この点を考察するにあたって、渋谷自身の言葉とともにそれを補強する材料として、その頃、ブラジル視察を行った鈴木暢幸（元福岡女子専門学校校長）による外務省あての報告書をもとに再現する²⁸。鈴木暢幸によれば、従来の南米視察の多くが現地官憲の報告を鵜呑みにしていたのに対し、自身の報告書はあらゆる階級から遠慮の無い議論を聞くことができたと自負され、そのなかで渋谷信吾の見解が「民間一部の代表意見」との扱いで、かなりの紙幅を割いて紹介されている。なお、鈴木報告書では一部発言者が伏せ字（○○○）になっているが、文脈から中西武官のものと判断して本稿では使用した。

さて渋谷信吾なる人物は東京帝大卒業後、台湾で警察署長を勤めた後にサンパウロに移り、二世青年の指導にあたっている「論客」とされている（渋谷の自称は「百姓」）。当時、サンパウロで日本主義的な二世修養団体として「龍土会」なる団体が存在したが、渋谷はそこで「全体主義と日本主義」と題する講演を担当するような人物であった²⁹。

そのような渋谷もまた「未来永劫大日本帝国臣民」と説いた中西武官の講演に「天来の福音」を聞く思いがしたという³⁰。しかしその後の中西武官の立場は、「不幸ニシテ日伯干戈ヲ交ユル場合ニハ、在伯第二世ハ忠勇ナルブラジル国民トシテ堂々ト皇軍ニ対シ発砲スベシ、コレ日本武士道日本精神ノ発露ナリ」³¹といったものに変節したとされる。ここで問題の焦点となるのは、ブラジルに忠誠を誓うことが「日本精神ノ発露」とされる箇所である。渋谷は両者が結合される際の矛盾を、以下のようにA・Bに腑分けしながら論理的に突いていく。すなわち、「A、所謂日本人ノ美点長所トハ何ゾヤ」、それは「皇室中心主義ヲ以テ最ト為スニアラズヤ」、だとすれば「之ト堂々皇軍ニ対シ発砲スルトノ関係如何」。反対に「B、所謂善良ナルブラジル人トハ何ゾヤ」、もしそれを「根柢ヨリブラジル国化シタル人民」とするならば、日本語教授や日本精神の涵養はブラジル国家が「最モ危険視スル所」であり、直ちに廃止しなければならないものである。つまり、いずれの場合も〈日本精神をもつ善良なるブラジ

ル国民〉は矛盾する——、以上のように述べ、最後は「日本外務省ノ方針果シテ如何」と本国政府に突きつけて閉じられる。

別の場合だが、渋谷は同じ問題をさらに日本主義理念同士の矛盾という形で提起している。というのも、中西武官は「伯国に対する貢献こそ我大日本帝国建国以来の国是たる八紘一字の大理想の顕現である」と³²、ブラジルへの貢献を「八紘一字」の実践と述べていたからである。この点に関し渋谷は、二世から受けた質問という形をとりながら、以下のように問題を提起する。

多分皇室中心主義と八紘一字の理想との間の理論的説明について迷った結果出した諮問だらうと思はれる。此れを具体的に云へば、日本皇室に忠誠をつくすと云ふ事が果してブラジル国より見て善良なる国民と云ひ得るかを、理論的に説明してくれと云ふ注文であらうと私は聞いた。……／ブラジルに永住の運命の下にある第二世は日本精神に徹底することが直に善良なるブラジル国民になり得るのだと云ふ事がハッキリしない限り、精神的の安定を得られないのだ。³³

皇室に忠誠を尽くすことが「直に」「善良なるブラジル国民」になり得るのか、そしてそのような形で「善良なるブラジル国民」になることが「八紘一字」の実践というならば「皇室中心主義」との関係はどうなるのか、「理論的に説明してくれ」との「注文」である。

おそらく中西武官による、ブラジルへの貢献を「八紘一字」の実践とした意義づけは、さして深い思索によって導かれたものではないだろう。むしろ渋谷のほうがそれを真面目にとりあげ、「理論的」な形で矛盾を突いていったと見たほうがよい。というのも、渋谷が用いた批判の論法はさして高度なものではない。ここで補強の史料として使用してきた外務省あての報告書の執筆者・鈴木暢幸も、全く同じ形の批判をしている。すなわち、「日本人トシテノ美点長所ヲ發揮シ以テ善良ナル伯国民タルコトヲ期セヨ」といった「空粗ニシテ而モ実ハ矛盾シタニツノ命題」を並べて、「素人ヲ威シテ済マサルベキモノデハ無イ」

と述べている³⁴。

したがって実際には一見して矛盾するものを矛盾として扱わないで、スローガン・レベルで無造作に結合させるあり方のほうがむしろ一般的だった。しかし渋谷信吾からすれば、もはやそれでは済まない状況が到来したからこそ、矛盾を矛盾として問題提起するに至った。先に見た、渋谷によるA・Bと腑分けしながら理詰めで追い込んでいく批判はそれである。一方でこの批判のスタイルには粘着質なものがうかがえるのも確かである。つまり徹底して感情的な批判とは距離をとろうとしている姿勢に、かえってその背後にある情緒的な面がよみとれる。その意味で、前節に見た渋谷の感情むき出しの倫理的な批判と、本節で見た理詰めで追い詰めていく批判は一体のものとしてあったと見るべきだろう。

ともあれ、渋谷信吾なる存在によって提起された問題は、「日本精神」を保持しながらブラジルに忠誠を誓うこと、「皇室中心主義」と「八紘一宇」のあいだ、といった正統的価値をめぐる問題として設定された。そしてそれは「日本外務省ノ方針果シテ如何」と結ばれていたように、日本本国へと投げかけるところまで到達していた³⁵。

次章ではこの問題の帰趨、先回りして言えば大使館主導の事態収拾の様相を見るが、その前に、渋谷信吾や葛岡唯雄とは反対に、あえて「同化」との言葉をポジティブな意味に読み替えて在ブラジル日本人の教育指針を示した元普及会幹部・佐藤清太郎の言説を見ておこう。

第2章 事態収拾の過程とその後

1 日伯双方にむけた「同化の倫理」論——元普及会幹部・佐藤清太郎——

実は、「和魂伯才」論＝日本主義教育論を説いた葛岡唯雄（普及会学務課長）は、この後、邦字新聞も含めて登場しなくなり、代わって登場するのが佐藤清太郎という人物であった。いま本稿の舞台となっている1938年末～1939年初頭の

時期、総領事館の御用紙とされた『伯刺西爾時報』にその論説が掲載され続けていたのは葛岡唯雄ではなく、佐藤清太郎のほうであった点は留意しておいてよい。

佐藤清太郎は葛岡唯雄と同じ頃の1935年に来伯し、普及会の前身の「父兄会」の頃からの幹部＝専務であった³⁶。しかしその後、1937年に日本から来伯した石井繁美（外務省嘱託）によって普及会が改組され、石井や葛岡らに同会が主導されるようになると、佐藤はメンバーに名を連ねはするもののその主導性は後退した。ところが1938年末に石井繁美は帰国、「和魂伯才」論者・葛岡唯雄は中西武官によって批判されるなか（前章）、かつての幹部・佐藤清太郎が再び表に出てくる。留意すべきは、先の渋谷信吾の評するところによれば、佐藤は「同化論」者であった点である³⁷。実際、佐藤は「同化」との言葉を積極的に用いていた。以下、見ていこう。

先の葛岡唯雄（普及会学務課長）が「陛下の赤子」を基調とした「和魂伯才」論を提起した同日の『伯刺西爾時報』には、以下のような佐藤清太郎の論説が掲載されている³⁸。すなわち、佐藤によれば移民はいわば養子であり、日本は「実家」、伯国は「縁家」にあたる。したがって子弟に対し、実家日本を「己が祖国」とするのは「感違ひ^{ママ}」で、「自己の祖国」であるブラジルのために有為な人物たらしめるべきこと、これは実家日本も求めるところであるという。明らかに「陛下の赤子」を強調した葛岡唯雄とは正反対の見解である。佐藤によれば、日本語教育が必要なのも日本人移民の子弟という民族の「特異性」を發揮させ、そのことで「立派なブラジル国民に作り上る為」のものであるとされる。この立場は、かつて佐藤が普及会の幹部であった頃、普及会—領事館が掲げていた「伯主日従主義」と同じであるといつてよい³⁹。

しかし佐藤はそこからさらに進める。佐藤によれば、上記のごとく日本語教育がブラジルの国家的利害関係と一致するものであるとすれば、日本語教育は「縁家」ブラジルに対して果たすべき「我等自身」の「間接的義務」であると

ともに、ブラジル国家の側においても実施すべき責務がある、とする⁴⁰。すなわち我等の子弟はブラジルで生まれた以上はブラジルの国民である、よってまずは「伯国々民けう育は是非とも之を享けさせねばならない」が、一方でブラジルへの貢献のためには日本人移民の子弟としての「特異性」を発揮させる必要がある。そしてその指導役は我等親世代しかおらず、それには日本語が必要である。よって、そのような意義をもつ日本語教育は、日本人移民や「まして、日本の出先官憲が頭を下げて当局へ頼みこむ筋のものでは絶対にない」。ブラジルの国家的利害関係に沿う以上は、ブラジル側が「積極的に奨励して然るべきだと考へる」——、以上のように述べる⁴¹。もちろんここでの日本語教育に「陛下の赤子」云々は結びつけられていない。

さらに佐藤はその後、『伯刺西爾時報』にて「同化の倫理性に就て」なる論説を連載する。重要なのは、ここでの「同化の倫理」なるものがブラジル側にも向けられる点である。すなわち、佐藤からすれば受入れ側にとって移民とは「自己にとつて一つの貴重なる存在」でなければならず、移民の「速やかなる同化」のために必要な措置をとる「義務」がある⁴²。よって「移民の不同化呼ばはり」することがあれば、それはかえって「自らの不明をさけぶもの」に他ならない⁴³——。既に見てきたように、ブラジルへの同化を拒否するものとして「退化」論があった。その点は佐藤においても承知されている。ただ佐藤によると、個々の移民が出身国の優れた文化を代表しているわけではない、また移民と受入れ国にはそれぞれ長短があり、その長短を補い合い「両者渾然一体となる」こと、これが「同化概念の意義でなければならぬ」という⁴⁴。この論説は、もともと佐藤がポルトガル語で発表しようとして用意したものをその後、和訳したものごとわっているように⁴⁵、日伯双方にむけて発信されたものであった。この経緯自体、ここで見てきた佐藤の主張と符合している。

こうした立場は、葛岡の「和魂伯才」論が提起された1938年12月の第1回協議会の路線の修正として現れる。第1回協議会では普及会によって「申合せ」

が採択されたことは先に見たが、佐藤は『伯刺西爾時報』にて、いわばその〈読み方〉を提示することで換骨奪胎しようとする。

先に引用したように、「申合せ」には「子弟ニ日本人ノ子トシテノ自覚ヲ與△日本人ノ正シキ性格ヲ維持啓培セシムルタメニハ日本語教育ハ絶対必要ナルヲ以テ……」とあった（下線は引用者による）。佐藤はここでの「日本人ノ子トシテノ自覚」という部分をとりあげて、以下のような意味で絶賛する⁴⁶。すなわち、この表現は日本人ならば「日本人の子、即ち日本人」と自然に解釈するが、ブラジル人ならば「日本人の子、即ち伯国人」（日本人の子なだけであって伯国人）として解釈する、すなわち「どちらにも通ようする誠に微妙な言葉である」。逆にこれを「日本人としての自覚」とストレートに表現しようものなら「対伯的には此のいくで行きづまつて仕舞ふ」——。当然だが、もともと葛岡唯雄（普及会学務課長）らは、この文言をブラジル側にも通用させようとして（見せようとして）作ったわけではない。しかしここで佐藤は日・伯双方の利害にかなうものとして読み、その〈読み方〉を邦字新聞を通じて読者たる日本人移民たちに伝授しようとしているわけである。

以上のような佐藤清太郎の主張が、葛岡唯雄の「和魂伯才」論やその後の中西武官一渋谷信吾の忠誠問答が展開されるなか（1938年12月～1939年2月）、総領事館の御用紙とされた『伯刺西爾時報』に掲載され続けていた点は留意すべきだろう。『伯刺西爾時報』をよく見てみると、第1回協議会の「申合せ」は掲載されていない。また、葛岡の「和魂伯才」論についての言及はあるが、「陛下の赤子」なる語の使用は控えられている。むしろ同じ頃、『伯刺西爾時報』で連載されていたのは、いまみてきた佐藤清太郎の論説や「同化に努むる日本人」⁴⁷と題する社説であった。先鋭化する普及会を抑えようとしていた領事館としても、本節で見てきたような佐藤清太郎の路線に期待していたと見られる。

ところが普及会の機関誌『黎明』をみると、第1回の「申合せ」が掲載され

たのは採択から2ヶ月経った1939年2月号だったことに加え、佐藤も絶賛していた「日本人の子としての自覚」の箇所だけが削除されて掲載されている。すなわち「子弟に日本人の正しき性格を維持啓培せしむるためには日本語教育は絶対必要なる以て……」となっている（実はもともと無くても文章として成り立っている）⁴⁸。そして、この「申合せ」からわずか約2ヶ月に再び第2回目の協議会が開催され、そこでは新たな「申合せ」が作成され、こちらのほうが普及会機関誌『黎明』にも各邦字新聞にも全文が掲載された（しかもすぐに）。第2回目の「申合せ」をみると、以下のようなシンプルな一文となっている。

伯国社会に貢献し得る、日本人の美点特質を有する善良なる伯国市民を養成するを以て子弟教育の主眼とす。⁴⁹

第1回の「申合せ」（注19箇所での引用史料）とあまり変わっていないように見えるが、〈日本〉を表象する要素は「日本人の美点特質」との文言として出てくるものの、冒頭に伯国社会への貢献が、後半に「善良なる伯国市民」の養成が挙げられ、両者にはさまれる形で「日本人の美点特質」という文言が登場している。そして以上が一つの文章のなかでつなげられることで、「日本人の美点特質」は「善良なる伯国市民」養成という目的に至る道筋・手段として位置づけられている。さらに第1回の「申合せ」では「絶対必要」とまで強調されていた日本語教育についての言及が、直接には無くなっている（それを必須としないと読めるようになっている）。

実際、これを紹介した邦字新聞『聖州新報』の記事のタイトルは、「立派な伯国人に育てよう」とだけで、日本語教育や「日本精神」への言及は無かった⁵⁰。これは「陛下の赤子」を前面に出した葛岡唯雄の「和魂伯才」論はもちろん、「同化」にあたっての責務を伯国側にも求めた佐藤清太郎とも異なる、「善良なる伯国市民」の養成をストレートに謳うものである。

次節に見るように、第2回協議会を主導したのは大使館であった。外交機関としての大使館がここに登場するに至ったことは、もはや二世教育問題が領事

館マター（在外邦人保護の問題）を越えるに至ったことを示していよう⁵¹。そして、その大使館側の一員として第2回協議会に登場したのが先の中西良介（在伯日本大使館附武官）だったのである。

2 大使館の登場とその後

(1) 第2回協議会（1939年2月下旬）

葛岡らが主導した第1回協議会（1938年12月）のわずか2ヶ月後の1939年2月下旬、第2回協議会が開催された。この両者のあいだにはいくつかの変化が見られる⁵²。第一に、第1回協議会の主催者は普及会および総領事館であったのに対し、第2回協議会では大使館員がこれに加わった。中西武官も大使館側の一員として参加し、のみならず「教育に関する直接責任者」ではないとことわりをいれながら（事実その通りである）、「在伯同胞の教育に関して」と題する講話を担当している。反面、それまで普及会を主導していた石井繁美（外務省嘱託・前普及会事務長）は既に日本に帰国し（1938年末）、「和魂伯才」論を提起した葛岡唯雄も普及会学務課長を辞任していた（1939年2月7日付）⁵³。第二に、このことと連動していると思われるが、第2回協議会では誰も「和魂伯才」なる言葉は使用していない。非常に短い寿命だったことになるが、代わって掲げられたのは「善良なる伯国市民」の養成であった。

以上の経緯については、先に用いてきた鈴木暢幸による外務省あての報告書でも同様の構図で説明されている⁵⁴。すなわち、第1回協議会での「和魂伯才」論は「日本精神論」に分類されるものだが、「大ニソノ不当ヲ鳴ラシ」たのが中西武官で、中西は大使館員らとともに図って直後に第2回協議会を「特開」させた。そこで採択された「善良ナル伯国民」云々は、「総領事館員、普及会員等ヲ屈服セシメ、新ニ声明シタル所ノ教育方針ナリ」——と描かれている。この間の邦字新聞をみても、例えば渋谷信吾の記事をはじめ、しばしば伏せ字（○○○）がほどこされている（明らかにブラジル側からの視線を気にしている）。

そして1939年3月以降になると、二世の教育問題自体が記事として登場しなくなる。以上のような経緯は、外交問題化を憂慮した大使館による事態收拾の結果と見てよいだろう。

さて、ここで大使館によって採択された「善良なる伯国市民」というフレーズは、元来は葛岡唯雄や石井繁美らが普及会を主導するようになる1937年10月以前、大使館・領事館が「伯主日従主義」として掲げてきたものであった（前述）。よってかつての路線に戻しただけに見えなくもない。しかしその時点においては、日本語教育を通じた「日本精神」の涵養と「善良なる伯国市民」養成という二つの命題のあいだの矛盾を、矛盾として扱うことを棚上げにして、いわば予定調和的に処理することが許容される状況だった。しかし1938年にブラジルからの日本語教育禁止令が出されたことで、日本語教育を通じた「日本精神」涵養という命題が危機に陥ると、「善良なる伯国市民」になるための「日本精神」と措定されるに至り、そもそも「日本精神」をもった「善良なる伯国市民」になることは可能なのかといった問いが提起されるに至る。先の渋谷信吾のような存在は、両者のあいだの矛盾を矛盾として取り上げようとするものだった。

第2回協議会での大使館員らの訓示をみると、その論議の痕跡が確実に認められる。例えば、大使代理として訓示を述べた工藤書記官は、「日本人の美質を有する善良なる伯国人」を子弟教育の方針として提示したあと、わざわざ「日本語の学習、日本精神の陶冶と云ふこと、善良なる伯国民を養育すると云ふことが一見矛盾してゐる様であります……」⁵⁵と言い添えている。また、「廣大無辺」の「日本精神」は果たしてブラジルでも通用するかという問題についても、中西武官は、「蓋し、大和民族の精神、即ち日本精神は廣大であり無辺であります故、伯国に於ても何等矛盾しない事」は「明瞭」と断言している⁵⁶。先の工藤大使館書記官も、「伯国民の素質の向上に資する」という点からして両者は「少しも矛盾ではない」と言い切っていたように、いずれも矛盾なしと

する結論であるが、わざわざ言及している点に論議の痕跡が認められる。ただ強い口調で矛盾なしと断言はするものの、特に根拠が示されているわけではないことにも留意しておこう。したがって、このような訓示でみなが納得したわけではなかったことは容易に想像がつく。事実、それは現地日本人のなかからのブラジル撤退の動きとして現れた。

(2) ブラジル撤退をめぐる

邦字新聞を見ると、1939年2月のこととして、「国粋旋風に脅えた邦人」たちが「第二世の前途を考へる時云々」といった嘆願書をたずさえて「北支」移住幹旋方を総領事館に願出たとあり、記事ではそれが「教育国粋化の旋風に堪えかねた結果」として説明されている⁵⁷。この場合、ブラジルを撤退して日本に引き揚げるのではなく、日中戦争下、好景気に沸く華北に転住して再起を期そうというわけだが⁵⁸、重要なのはこの記事の説明で確認できるように、ブラジル撤退と二世の教育問題とが直接的な因果関係で結ばれている点である。

さらに、子どもだけでも日本に帰国させ日本で教育を受けさせようとする動きも見られた。それも以下のように報じられている。

……「良きブラジル人を造るための日本語教育」に見切りをつけた父兄達は続々子弟を日本へ送り帰してゐる。⁵⁹

ブラジル撤退・日本帰国の動きは、「良きブラジル人を造るための日本語教育」というお題目、すなわち日本語教育による日本精神の涵養、それを通じた「善良なる伯国市民」の養成といったこれまでの方針への、不信感に由来するとも説明されている。つまりここでもブラジル撤退の動きと二世の日本語教育の問題とが、直接的な因果関係として結ばれている。結局のところ、第2回協議会で提示したような大使館側の説明は機能していない。日本精神をもった「善良なる伯国市民」という両者の予定調和的な関係が崩れたのは明らかだった。

当然のことながら、現地指導役たる領事や大使館員らからすれば、ブラジル撤退は否定すべきものとしてあった。1939年2月の第2回協議会に戻ると、坂根準三（在サンパウロ総領事）は訓示のなかで、ブラジル側の「すぎない態度を心外であるとして、帰国を決意する」動向に触れながら、ブラジルへの永住の決意を説く。そこでは、子どもにブラジル国籍を取得させ「伯国人として立派な活動をさせる」ことが求められているが、まさしくそれゆえに「日本精神」の涵養が説かれる。すなわち、「日本民族の自覚を持ちつゝ、伯国の国法に従ひ立派な伯国民に子弟を仕立てる。その為には日本語、日本精神のしつけが大切であります」——⁶⁰。結局のところ、「日本精神」の涵養と「善良なる伯国市民」の育成という二つの命題は、相変わらず無造作に結合されたまま説かれ続けている。一方、中西武官も「この地を捨て、支那、満洲に移ることは海外発展の中絶を意味するもので陛下の大御心に添ひ奉るものでない」とブラジル撤退を否定したうえで、結論としては「在伯同胞及其の子孫は大和民族としての特性を最高度に發揮宣揚し、協力一致して伯国に貢献すること」、そのことが「祖国日本に対して亦最大の御奉公」になる、というものだった⁶¹。これもブラジルへの貢献が「八紘一字」の実践と説いた従来の主張を、両者の矛盾を解決することなしに繰り返すものだった。

しかしその一方で、「日本精神」が希薄化していくことは不可避であることにも触れ、場合によれば「日本精神」涵養の回路とされた日本語教育については、どうしても行わなければならないものではないと明言されるに至る。中西武官は講話のなかで、「二世三世と距るに従つて大自然に作用せられ、漸次に日本人独特な精神は減退してゆく事は某程度の覚悟が必要と存じます」と言うように、「日本精神」の減退の可能性に言及し、その「覚悟」をドライに説く。そして、「大和民族としての精神、魂」は形を変えて残され続けることを「信じ度い」とも述べる（第359～360画像目）。一方、まさしく絶滅危機にある日本語教育についても、「日本精神」の修得は日本語教育だけによらない、

仮にそれが出来ない「最悪の場合」に至っても「日本精神」の涵養は出来るものと「信じてゐます」と述べている（第361画像目）。現地日本人からすればまさしくこの点が懸念の対象であったはずだが、「覚悟」が求められるだけだった。

他方で「日本精神」を強調すれば当然、「日本臣民」への接近を期待させる。しかしこれも明確に否定される。すなわち、「日本臣民と云ふ見地に於て事を為さうとする傾きがありますが、これは餘程考へねばなりません。……日本臣民と云ふことを振りかざす事は多くの場合に於て好ましくない結果を招来する」（第360～361画像目）。見てきた通り、中西武官こそがこの類の発言で現地日本人を混乱させてきたように、ここでも永住を説くからこそ「日本精神」の保持を説いた。しかし「日本精神」の保持を説きながら、排日が懸念されれば「日本臣民」を強調することも否定されている。かと思えば、ここで中西武官は、日本参謀本部作製の「中支」「極東」「日本」の地図を二世の教育資料として手配しておいたと述べるように、祖国日本が戦う「聖戦」への喚起も忘れない⁶²。このように突き詰めていけば相互に矛盾するメッセージが整合されることなく流され続けた。それは「最悪の場合」に気軽に言及していたように、事態の深刻さへの認識が希薄なところに由来するものだった。

(3)「棄民」論をめぐって

こうしてブラジルへの永住を説きながら、危機にある「日本精神」への回路＝日本語教育への救済措置もさしてなされないとすれば、当然出てくるのが祖国から見放されたという意味での「棄民」論である。第2回協議会ではもちろん否定の対象ではあるが、「棄民」との表現が登場する。例えば、中西武官は「よく在伯同胞に対して棄民と云ふ言葉を耳に致しますが、決して棄民ではありません」と述べ、坂根準三（在サンパウロ総領事）も「自ら落武者の如き考へを抱く」のは甚だ遺憾、と述べている⁶³。わざわざ言及し否定しなければならなかったことが分かる。

先に「東亜」への転住論について触れたが、それは経済的に再起を期したいということもさることながら、まさしく祖国日本からの疎外感によるものであったこと、さらにそれは自身の子弟が「退化」していく様を目の当たりにすることで深まっていくものであったこと、以上は次の半田知雄の言葉から明瞭にうかがえる。自身「準二世」（生まれは日本だが、幼少期に渡伯した）世代に属する半田知雄は戦後の著作のなかで、以下のように親世代＝一世世代の心情を描写する。

自分たちはブラジルでカボクロのような子供たちをかかえて「のん気」にくらしている。だが、それは、八千万同胞が勇ましく行進していく方向とは全く無関係なところへ落ち込んでいく。ブラジル移民は祖国日本からのけものにされてしまったという感である。海外発展という言葉は、自分たちに与えられた国家的使命であると思っていたのに、実はアジア大陸への進出こそ本当の海外発展だったのだ。……われわれは世界の果てにすてられた一握りの無用な民にすぎない、という考えである。⁶⁴

子弟が「カボクロ」⁶⁵化＝「退化」していく様を目の当たりにすることは、後継者を失い自身という存在が異国の地で朽ち果てていくことを自覚する過程であり、祖国日本からの疎外感を深めていく過程であった。そしてそこから出てくるのは「実はアジア大陸への進出こそ本当の海外発展だったのだ」という形での棄民意識であった。

ただし実際の帰国者数をみとみると約 20 万人の日本人一斉退去とはほど遠く、1 年あたりの出国者数は精々 1,800 人程度で、それ以前の 1,200 人強からの微増にしか過ぎない⁶⁶。しかしここではかえってこの点が重要である。多くは帰国を望みながらそれが果たし得なかったことが示唆されているからである。1939 年、バウル管内の日本人入植地を調査した輪湖俊午郎の著作⁶⁷は「帰国か永住か」の章で始まるが、「そは我帝国の政治圏内を遠く離れて、天涯に身を処し、其地に子孫を遺さねばならぬ総ての邦人が持つ、民族的性質のも

の」と、「民族」の興亡をめぐる苦悩として吐露されている（1頁）。しばしば引用されるデータであるが、同書によれば帰国願望と回答した者は8割5分ののぼった（同頁）。ただ同書ではあわせて、「所謂「永住」は一様に諦め的な意味」であり（3頁）、実際には「帰国を焦慮して、遂に其志を得ざる者が大部分」であったと指摘されている（4頁）。要するに多くは帰国したくても不可能だったのであり、それゆえに祖国日本への愛着が増幅される。またそれゆえに祖国日本からの疎外感が深まり、こうして「棄民」論が出てくると説明できる。

1939年9月、邦字新聞『伯刺西爾時報』には、坂根準三（在サンパウロ総領事）による告示「東亜方面への転住又は帰国に関し注意の件」が掲載されている⁶⁸。告示によると、「母国」は戦時下といえども海外在留民の力を求めるほど苦しい状況にはないこと、南米から満洲への農業的進出は気候風土環境面から「不適當」であること、中国や海南島には「極めて低廉な労力が豊富」で割り込む余地はないこと（低賃金競争では現地人に勝てない）、所謂「軍需景気」に惑わされて「濡手に粟式の利得」を求めても経済統制のため期待外れであること、等々が列挙されている。見ての通り、ブラジル撤退は不利であると全てが否定形で述べられている。したがって、ブラジルに残留することへの積極的な意義は（当然それは「興亜の聖業」に匹敵するものでなければならないが）、結局提示されない。そして、引き金になったはずの二世教育問題については、「優良なる日系伯国市民の育成」という点では伯国側との間に矛盾はないはずである、よって「愉快に解消せらるべき日」は遠くないと楽観的に述べられている。

結局、帰国を急ぐのは「不適當且つ不必要」と結論づけられるが、第2回協議会から半年も経過した時点でまだこうした告示を出す必要があったのは、ブラジル撤退論を防ぎとめうるだけの論理が一向に構築できていなかったことを意味している。ただ先に見たような事態の深刻さへの認識が希薄な総領事の告示からは、そのような論理を構築しようとする意思も乏しかったように見える。結果として事態は沈静化していくが、しかしここで出てきた論議そのものはや

がて日本本国に届くことになる。以下、展望としてこの点を見ておきたい。

1940年、紀元2600年を記念して海外各地に散らばった移民たちを東京に集合させる企画として「海外同胞東京大会」なるものが開催された。そこではそれぞれの移民地から解決すべき問題がお互い持ち寄られたが、中南米移民たちが提起した要望事項をみていると、まずは日本が「支那事変処理と満洲開発にのみ熱注し」で中南米移民を等閑視してはいないか、とあり、その次に「第二世教育問題に就て」として、以下のように述べられている。

……等しく日本民族の血液保持者として祖国日本に責任なしとは云ひ難し。／……日本精神を理解することなくして三世となり四世となりて漸次劣悪民族化するが如きことありとすれば、啻に在住国の文化に貢献し得ざるのみならず現在の第一世たるもの死して万代に餘罪ありと云ふべし。⁶⁹

か細い回路ながら、本国のほうにも伝達された。それがどのように処理されたのかの考察は機会を改めたい。

おわりに

本稿で見てきたのは、1938年末という時点での、そして日本より遠く離れたブラジルという地で噴出した、「陛下の赤子」「八紘一字」「日本精神」といったタームで彩られた日本主義教育論である。これを「遠隔地ナショナリズム」と呼びたくなるのも分かるのだが、こうしたあからさまな日本主義（教育）論がいつでも、そしてどこでも発生するわけではない。ブラジルにおいてさえ、排日というリスクを想定して抑制的であり続けた。そうした抑制をいわば決壊させたのが、1938年のブラジル側からの日本語教育禁止令であった。

そしてまたなぜブラジルという場であったか。日本語教育に対する圧迫はそれこそ先行して1910～20年代のハワイ、北米本土でも見られた⁷⁰。しかし日本語教育をめぐる合衆国憲法＝教育権の侵害と訴えた裁判闘争は見られても、「陛下の赤子」を掲げて対抗していった場面は確認できない。確かに満洲

事変後の1930年代、在米日本人移民のあいだでも二世に対する「日本精神」涵養論がみられたが⁷¹、「善良なる米国市民」との原理的な葛藤を生じさせるまでには至っていない⁷²。むしろハワイの場合になるが、日本国家が海外二世の教育に関与するかのように解釈された帝国議会での広田弘毅外相の答弁（1938年3月7日）に、日本人移民の側が「迷惑を蒙つた」と反発し、広田外相は釈明に迫られている⁷³。興味深いのはその同じ広田外相の議会答弁が、ブラジルでは全く逆に肯定的に解釈されている点である。例えば、石井繁美（旧普及会事務長）は広田の議会答弁を、葛岡の「和魂伯才」論と一致するものとして長々と引用している⁷⁴。

北米と南米で対比させたとき、明らかな違いとして確認できるのは、南米の場合には現地への同化を「退化」とみなす認識が存在していた点である（本稿では扱っていないが「南洋」＝東南アジアでも確認できる）。本論で見た通り、そのような意味での同化は自身という存在が異国の地で朽ち果ててしまう、すなわち日本民族が捨てられてしまう所業と認識されていた⁷⁵。そしてこのことと関わって、ブラジルの場合、子弟の教育問題が起こるのが北米よりも遅い1930年代というタイミングであったことが重要であると思われる。野田良治（元・在サンパウロ総領事館領事）は二世教育問題が起こる背景として、「要するに国民主義と国民主義との摩擦どころか、その相剋であり又その衝突である」⁷⁶と表現していたように、1930年代は日本でもブラジルでも国民主義＝ナショナリズムが台頭する時代であった。そしてそれは日本本国からブラジルへと持ち込まれるものでもあった。本稿で見た中西武官は、満洲事変後という同時代日本に興隆した日本主義をいわば素朴に、そして気楽にブラジルに持ち込んだ存在だった（「皆さんの子孫は……未来永劫大日本帝国臣民であります。天皇陛下の赤子であります」⁷⁷）。

それが現地日本人からの日本主義教育論の噴出を誘引させることになったことは本論で見た通りだが、他方、ブラジル日本人移民の場合は約4分の3が

1920年代半ば以降の新しい移民であったから、1930年代の段階では在伯期間がまだ短く、子弟もこれから言語や思想を学ぶ者が大半であったと見られる⁷⁸。そして実はブラジル日本人移民にとって、先行する北米日本人移民は失敗事例として知られていた。すなわち排日の対応として日本語教育を自粛したことから二世との世代間懸隔を生じさせたこと、同化の努力をしても結局差別は無くならなかったこと、などである⁷⁹。以上のような様々なファクターがあわさって、1938年末というタイミングで、そしてブラジルという場で、「陛下の赤子」を前面に掲げた日本主義教育論が噴出したと言えよう。

結局のところ、1938年12月の第1回協議会で噴出した日本主義教育論＝「和魂伯才」論は、それを誘発させた張本人・中西武官によって否定され、やがて中西も所属する大使館主導のもと「善良なる伯国市民」というかつての路線に軌道修正される（1939年2月の第2回協議会）。興味深いのは、中西武官への批判記事載せてきた邦字新聞『日伯新聞』をみると、第2回協議会に関する記事のすぐ横に、くだんの中西武官への「日本精神とは何か」と題するインタビューが掲載されている点である⁸⁰。理解を混乱させた中西武官による直接の説明ということだろう。そこで中西は、日本精神の根本精神は「不変」にして「大真理」、しかし「皇道精神は説明せんとして説明し得ざるところの崇高なるもの」で、その「解りにくいところに非常に偉大な犯し難いところがあると思ふ」と述べている。およそ説明になっていないが、これで済んだのであればインタビュアー（その背後にある読者たる日本人移民たち）が求めていたのは「日本精神」の中身というより、ブラジルでも「日本精神」は否定されないこと、そのことを中西の口から確認するという点にあったと思われる。ここで中西は、「廣大無辺」の日本精神は果たしてブラジルでも通用するのかといった肝心な点の説明をしていない。しかし「日本精神」の存在を否定していないのも確かであった。

とはいえ、渋谷信吾が執拗に指摘していったように（第1章第3節）、論理的

にも原理的にも矛盾する両者——「日本精神」をもつ「善良なる伯国市民」——を予定調和的に並存させることが出来ない状況が到来したことも確かであった。ブラジル撤退、すなわち日本引揚げや「東亜」への転住の動きはその現実としての表現であった。ただ圧倒的多くの人々にとってはそれも困難だったから、ブラジル永住を決意させる思想的な解答——例えば、ブラジル開拓は滿蒙建設に匹敵する価値があるのだという論理——は結局提示されないまま、結果として現地ブラジルに残り続けることになった。邦字新聞をみると、ブラジルからの同化政策についてしばしば「国粹旋風」と表現されている（注59史料など）。「旋風」との表現からは嵐が過ぎれば元通りになる、すなわち同化の要求は一過性のもので、当面凌げばいずれ収まるとの姿勢・願望が読み取れる。邦字新聞には時に「吾々不同化分子は亜細亜に帰ろ」⁸¹といった記事が散見されるが、帰国も簡単ではない多くの人々が（当面）とりうる行動は、こうした隠忍自重にとどまるものであったかと思われる。

結局のところ、ここで提起された問題は政府の公式ルート（領事—外務省本省）において検討されることは皆無であった。中西武官を理詰めで批判していった渋谷信吾の見解は「日本外務省ノ方針果シテ如何」との言葉で閉じられていたが、本国国家としての回答も対応もなかった。またそれを長々として引用して伝えた鈴木暢幸の視察報告書に対しても、受け取った外務省が何かリアクションをおこした形跡は特にない⁸²。

しかしながら、やがていくつかの回路を通じて問題そのものは本国へと運ばれる。例えば前節最後に触れた、1940年の紀元2600年記念「海外同胞東京大会」で一時帰国した移民たちによって、二世教育問題に関する祖国日本の責任を問う声があげられた。そして同様の場面にて、第1章で見たような思想的な問題の形をとった中西武官—渋谷信吾の忠誠問答の紹介もなされた⁸³。こうした本国へと送り届けられた問題がどのように処理されるのか、この考察は機会を改めることにしたい。

- 1 東栄一郎（飯野正子監訳）『日系アメリカ移民 二つの帝国のはざままで——忘れられた記憶 1868-1945』（明石書店、2014年）。
- 2 坂口満宏『日本人アメリカ移民史』（不二出版、2001年）321頁。この引用文だけでは忠誠を求める対象が、日本国籍のままの日本人移民一世に対してなのか、現地国籍を持つ二世も含むのかは直接読み取れないが、本稿で見るように、二世もまた日本国民と明言することはさすがに避けられるにせよ（第1章に出てくる二世＝「在外国民」とする表現は例外的）、概して血統の観点から一世も二世も包括した形で扱われている。
- 3 遠藤十亜希『南米「棄民」政策の実像』（岩波書店、2016年）14～15頁。
- 4 酒井一臣『帝国日本の外交と民主主義』（吉川弘文館、2018年）118頁。
- 5 言うまでもなく、それが先鋭的な行動として現れたのが第二次大戦「後」の「勝ち組」「負け組」の抗争である。前山隆『移民の日本回帰運動』（日本放送出版協会、1982年）は、教育問題を直接扱っているわけではないが、ブラジルという地で日本人移民たちが「ますます「日本人になって」いった」と指摘する（33頁）。ほか、同『エスニシティとブラジル日系人——文化人類学的研究——』（御茶の水書房、1996年）も参照。
- 6 小嶋茂「ブラジルにおける日本移民子弟教育問題をめぐる政府の対応——1920年代以降、戦前の日本側資料を中心に」（小島勝編著『在外子弟教育の研究』（玉川大学出版部、2003年）所収）182頁。
- 7 拙稿「ブラジル日本人移民の教育と日本国家——〈日本人の同化〉問題に関する予備的考察——」（『福岡大学人文論叢』52-1、2020年6月）。本論文の前編にあたるもので、様々な詳細な情報はそちらで触れておいた。あわせて参照されたい。
- 8 根川幸男『ブラジル日系移民の教育史』（みすず書房、2016年）452頁。
- 9 飯窪秀樹「ブラジル外国移民二分制限法前後の日系子弟教育——「日主伯従」に傾いた経緯について」（根川幸男・井上章一編『越境と連動の日系移民教育史——複数文化体験の視座』（ミネルヴァ書房、2016年）所収）。また前山前掲注5『エスニシティとブラジル日系人』第2部第1章でも「和魂伯才」論が扱われており、異文化接触を限定的なものにおしとどめようとするあり方が強調されている。筆者はそれを同化拒否としての日本主義教育論をめぐる問題として説明しようとするものである。
- 10 以下、ことわりない限り葛岡唯雄（普及会学務課長）「邦人子弟教育ノ目標及方法」（ブ

ラジル日本人文教普及会『学校協議会々長会議協議録』1938年12月22・23日開催(『在外日本人学校教育関係雑件』第5巻、7. 伯国、外務省外交史料館所蔵。アジア歴史資料センター JACAR・Ref.B04011499600) 第331画像目以下。

¹¹ 渋谷信吾「教育会議所感」(『聖州新報』1939年2月2日)4面。

¹² この後、禁止されたのはあくまで学校教育としての日本語教育であるとして、青年団や運動競技などの社会教育活動のほか、特定の家屋に児童を一定数集め、そこに教師がまわる「巡回教育」の指示が説かれる。ブラジル側による取締りも含め、その帰趨については前掲拙稿参照のこと。

¹³ 「会議第二日目、午後之部」(前掲注10『学校協議会々長会議協議録』所収)第323画像目。

¹⁴ 葛岡前掲注10「邦人子弟教育ノ目標及方法」第333画像目。

¹⁵ 例えば、遠藤前掲注3書で、「人々が遠くや見ず知らずの同胞や共同体(国)を「想像」し愛することで生まれる一体感や愛国心(ベネディクト・アンダーソン著『想像の共同体』を参照)」と定義されるものである(14頁)。「遠隔(地)ナショナリズム」をめぐる問題については最後に見る。

¹⁶ 「邦教育非常時打開は／ただ熱意と努力のみ／全伯邦人の決意堅し教育会議最終日」(『聖州新報』1938年12月24日)3面。

¹⁷ 以下、前掲注13「会議第二日目、午後之部」第323～324画像目。

¹⁸ 以下、同、第327～328画像目。ここで淀川領事は「日本人デアル吾々、日本人ノ子供デアル二世児童ニツイテハ斯ナ事〔陛下の赤子〕であること」ハ自明ノコトデアル」と一応口では言っているが、淀川の関心は二世もはたして「陛下の赤子」であるか否かの議論にはない。現地ブラジルからの排日にこそある。

¹⁹ 同、第329画像目。

²⁰ 中西良介(在伯日本大使館附武官)「支那事変と精神力」(ブラジル日本人文教普及会機関誌『黎明』〈サンパウロ〉2-11、1938年11月、国立国会図書館憲政資料室所蔵)10頁。中西武官の詳細な経歴は不明である。1938年5月に来伯、およそ1年後に日本に帰国している。よって中西の発言は、あくまで一時滞在者としての立場から現地永住すべき存在に向けて発せられた点が重要である。

²¹ 葛岡前掲注10「邦人子弟教育ノ目標及方法」第332画像目。

²² 「第二世は純然たる伯国民／「教育」も茲に立脚せよ！／排日運動恐るゝに足らん」

- （『伯刺西爾時報』1939年1月1日）15面。
- ²³ 中西「年頭の辞に代へて（下）」（『伯刺西爾時報』1939年1月14日）2面。
- ²⁴ 以下、「反響に答ふ／再び中西声明出づ！／宗主権下に於て／実質的効果を挙げよ」（『伯刺西爾時報』1939年1月11日）3面。
- ²⁵ 渋谷信吾「中西武官にていす（二）」（『聖州新報』1939年1月18日）4面。
- ²⁶ 葛岡「邦語教育問題に関する中西武官の説を評す」（『日伯新聞』1939年1月7日）7面。
- ²⁷ 以下、ことわりない限り、渋谷前掲注25「中西武官にていす（二）」。
- ²⁸ 以下、ことわりない限り、鈴木暢幸（元福岡女子専門学校校長）「ブラジルニ於ケル日本語教育問題」（『外国ニ於ケル排日関係雑件 伯国ノ部 第二世教育問題』外務省外交史料館所蔵、J.1.1.0.J/X1-BR1-1）86枚目以下。末尾に1939年12月、日本への帰国船にて執筆とある。鈴木がなぜ外務省から依頼されたのかは不明だが、来伯予定を告げる『伯刺西爾時報』（1939年8月17日、3面）によれば鈴木は「教育界の長老」と紹介され、息子がブラジルに在住、14年ぶりに再会とある。なお、鈴木には『江戸時代小説史』（教育研究会、1932年）などの著作があり、以前に神宮皇學館教授との経歴も確認できる。
- ²⁹ 『日伯新聞』（1939年1月13日）3面。「龍土会」については、前山前掲注5『エスニシティとブラジル日本人』193頁。なお渋谷は、総領事館・普及会メンバーが集う教育懇談会にも呼ばれるような人物であった（『伯刺西爾時報』1938年10月23日、3面）。
- ³⁰ 渋谷「在伯邦人の使命（1）」（『黎明』2-11、1938年11月）14頁。
- ³¹ 以下、鈴木前掲注28「ブラジルニ於ケル日本語教育問題」97～98枚目。
- ³² 中西前掲注23「年頭の辞に代へて」（下）。
- ³³ 渋谷「在伯邦人の使命（3）」（『黎明』3-1、1939年1月）6頁。
- ³⁴ 鈴木前掲注28「ブラジルニ於ケル日本語教育問題」112枚目。鈴木がここで批判の対象として引用しているのは、この後、大使館主導で採択される第2回協議会での「申合せ」の文言である。詳細な検討は第2章で行う。
- ³⁵ 付言すれば、渋谷においては、ブラジルに永住すればこそ「陛下の赤子」との意識は不可欠なものであった。逆に「同化論」は永住の覚悟のない「偉い方々」に一任すべきものとされている。したがって渋谷はブラジルのことを無視しているわけでは全

くない。むしろ「陛下の赤子」の育成という方針さえ認めてくれれば、「ブラジルをして北米国等の一等国としませう」と述べている。これは一見して、ブラジルに対する民族的なプライドの誇示に見えるが、「最悪の場合を考慮して陛下の赤子として恥かしからん人格を養成」したいとも述べているように、現状のままではブラジルのなかに埋没しかねない、そうした状況のなか最後の拠り所としてあるのが「陛下の赤子」なのであった。ここでの引用は、渋谷「中西武官にていす（一）」（『聖州新報』1939年1月15日）6面。

³⁶ 佐藤清太郎は1890年に岩手県生まれ、高小卒だが専検を経て最終的には博士号（文学）まで取得したという。戦前は北海道大学、満洲医科大学を経てブラジル大学教授を歴任したとあるように、元来、外務省との接点はない。また大戦中は在中国ドイツ大使館顧問とあるから、この後、ブラジルを離れていたことになる。以上、佐藤『我が生い立ちの記』（信友社、1953年）、同『ブラジルの日本人』（信友社、1955年、127頁）の略歴欄などを参照。

³⁷ 渋谷前掲注35「中西武官にていす（一）」。

³⁸ 以下、佐藤「我等の子弟と日本語（上）」（『伯刺西爾時報』1938年12月22日）2面。

³⁹ 詳細は、前掲拙稿第3章第2節参照。

⁴⁰ 佐藤前掲注38「我等の子弟と日本語（上）」。

⁴¹ 以上、佐藤「我等の子弟と日本語（下）」（『伯刺西爾時報』1938年12月24日）2面。

⁴² 佐藤「同化の倫理性に就て（一）」（『伯刺西爾時報』1939年2月4日）2面。

⁴³ 佐藤「同化の倫理性に就て（三）」（『伯刺西爾時報』1939年2月9日）2面。したがって佐藤は、これまで入植地が奥地ゆえに日本人が自前で学校を建設してきたこと、しかし奥地ゆえに伯国人教員が根付かず仕方なく日本人を教員として雇ってきたこと、そのことで伯国からは法令違反と扱われてきたこと、などを振り返って、伯国国民教育を遂行する伯国側の責務を求めている（同「我等の子弟と日本語（中）」『伯刺西爾時報』1938年12月23日、2面）。

⁴⁴ 佐藤「同化の倫理性に就て（四）」（『伯刺西爾時報』1939年2月10日）2面。

⁴⁵ 佐藤前掲注42「同化の倫理性に就て（一）」。なお、二世は何よりブラジル国民という立場の佐藤からすれば、次章で見えるような、二世への日本語教育が不可能になったのをうけて中国や満洲に転住する動向に対して批判的であった（佐藤「指導者の責任」『伯刺西爾時報』1939年2月17日、2面）。また二世の日本留学についても、「己が国ご」

としてのポルトガル語が不満足になってしまうことのほうを懸念している（佐藤「第二世の日本遊学に就て」『伯刺西爾時報』1939年3月17日、2面）。よって先の渋谷が、ブラジルに永住するからこそ二世の「日本精神」の保持を説いたのに対し、佐藤の場合、二世はブラジルに永住するブラジル国民であり、ブラジル国民としての意識を説く立場となる。

- ⁴⁶ 以下、佐藤「教育原則の「申し合せ」に就て（下）」（『伯刺西爾時報』1939年1月21日）2面。
- ⁴⁷ 社説「同化に努むる日本人」（一）～（三）（『伯刺西爾時報』1938年12月20・25・27日）、いずれも2面。
- ⁴⁸ 『黎明』3-2（1939年2月）20頁。
- ⁴⁹ 例えば、「在伯邦人子弟の教育方針の確立／学校協議会々長会議」（『伯刺西爾時報』1939年2月26日）3面。
- ⁵⁰ 「誰の気もピッタリ／立派な伯国人に育てよう／子弟教育根本方針樹立」（『聖州新報』1939年2月26日）3面。
- ⁵¹ なお、伯国内の領事を集めた在伯領事会議では、在伯大使が議長を務める役にあった。
- ⁵² ブラジル日本人文教普及会『学校協議会会長会議協議録』（1939年2月25・26日開催、前掲注10『在外日本人学校教育関係雑件』第5巻所収）第346画像目以下。
- ⁵³ 「辞令」（『黎明』3-2、1939年2月）23頁。
- ⁵⁴ 以上、鈴木前掲注28「ブラジルニ於ケル日本語教育問題」95～96枚目。
- ⁵⁵ 大使代理工藤書記官「訓示」（注52史料所収）第354画像目。
- ⁵⁶ 中西武官「在伯同胞の教育に関して」（同上所収）第361画像目。
- ⁵⁷ 「安住の地は得たが／さて子弟の教育は／又々大挙支那行を嘆願」（『日伯新聞』1939年2月9日）3面。
- ⁵⁸ ブラジル日本人移民における「大東亜共栄圏復帰論」については、前山前掲注5『移民の日本回帰運動』参照。最近では、佐々木剛二『移民と徳——日系ブラジル知識人の歴史民族誌』（名古屋大学出版会、2020年）第1章が永住論とあわせて検討している。
- ⁵⁹ 「教育国粹旋風の祟り／可愛い子供の教育は日本で／二世の帰国者続出」（『日伯新聞』1939年1月11日）7面。
- ⁶⁰ 以上、坂根準三（在サンパウロ総領事）「訓示」（注52史料所収）第351・353画像目。実際のブラジル国籍取得状況を示すデータは現在のところ確認できないが、出生届を

ブラジル当局に提出しないままのケースが多かったこと、それは将来の日本帰国を想定して不要との判断があっただろうが、邦字新聞の記事を見ると、居住地が農村奥地であったため未届けのままとなったケースが多かったこともうかがえる。

⁶¹ 中西前掲注 56「在伯同胞の教育に関して」第 360・361 画像目。以下、引用は本文箇所です。

⁶² 「第一日午後 各地状況報告 出席者有志」(注 52 史料所収) 第 367 画像目。後の時期になるが、在サンパウロ日本総領事館は、母国日本での紀元 2600 年記念祝典にあわせ、各自でそれぞれ宮城遙拝などを行い「帝国臣民トシテノ覚悟」を誓うよう告示を出している(『伯刺西爾時報』1940 年 11 月 7 日、2 面)。祝典に参加せよとはいうが、ブラジル官憲の目をおそれて集まるなどということだろう。なおブラジル国民たる二世も対象に含むかの言及はないが、除外するとも書かれていない。

⁶³ 順に、中西前掲注 56「在伯同胞の教育に関して」第 357 画像目、坂根前掲注 60「訓示」第 353 画像目。

⁶⁴ 半田知雄『移民の生活の歴史——ブラジル日系人の歩んだ道』(サンパウロ人文科学研究所、1970 年) 489～490 頁。

⁶⁵ カボクロとは文明から取り残された土着人との意味が込められた蔑称である。それへの転落が、日本人移民にとっていかに忌避すべきものであったかは、公孫樹(香山六郎)「カボクロ化する人々」(『聖州新報』1938 年 12 月 27 日、4 面)などに描写されている。

⁶⁶ 加藤好政(ブラジル拓殖組合)「同胞のブラジル退去に就て」(『海外移住』13-1、1940 年 1 月、66 頁)に掲載された出入国者数の統計による。

⁶⁷ 輪湖俊午郎『バウル管内の邦人』(チエテ移住地、1939 年)。なお、「私共の二世をして、立派な伯国人に育て上げることが、果して子供等のために不幸であらうか。立派な伯国人とは抑も如何なる目標を指して云ふのであろうか」(10 頁)とあるように、ここでの苦悩が「善良なる伯国市民」をめぐる葛藤として吐露されている点に留意したい。

⁶⁸ 坂根準三(在サンパウロ総領事)「告示 東亜方面への転住又は帰国に関し注意の件」(『伯刺西爾時報』1939 年 9 月 21 日) 2 面。

⁶⁹ 『紀元二千六百年奉祝 海外同胞東京大会報告書』(海外同胞中央会、1941 年) 15 頁。

⁷⁰ 沖田行司『ハワイ日系移民の教育史』(ミネルヴァ書房、1997 年) ほか、タイトル

の「ミカドイズム」は排日論者の表現としては適切だがとの留保をつけて、Noriko ASATO. *TEACHING MIKADOISM: The Attack on Japanese Schools in Hawaii, California, and Washington, 1919-1927*. University of Hawai'i Press, 2006. 参照。

- ⁷¹ 東前掲注1書第5章、坂口前掲注2書第4章。
- ⁷² 東前掲書によれば、「日系人の考える日本精神は、日本の軍国主義者や右翼知識人のそれとは明らかに異なる傾向」をもつ、「日系アメリカ人に通用する道徳的な含みに焦点を置いていた」もの、一世のなかでは「日本精神とアメリカニズムに互換性があると信じ」られていたと、とする（同 226～227頁、ルビは東氏による）。本稿で見てきたような一見して矛盾するものの接合のさせ方の一例と言えるが、両者の原理的な葛藤までには至っていない（カウンターとしての日本主義教育論までには進展していない）。そして、本稿で見てきたブラジルでの日本主義教育論はこれとは正反対の性格だったことが分かる。ブラジルの場合、本国から派遣された中西武官による「陛下の赤子宣言」に救済感情を覚えていたように、まさしく日本本国側の「日本精神」にすがろうとするものだったからである。
- ⁷³ 「米国生れ日本人は米国市民とし教育せらるべきである／日本は其教育を指導する考へ無し／広田外相、答弁真意を説明」（『日布時事』1938年3月9日、3面）。広田外相の議会答弁は、二世の教育は原則として在留国の教育方針によるものの「日本人タルノ美質ヲ失ハヌヤウニ」教育すべきで、それは在留国への貢献ともなる、というものだった。この広田答弁はすぐに海外に発信され、アメリカでもブラジルでも現地新聞では、日本国家としての野心を疑うものとして批判的に報じられた。詳細は機会を改める。
- ⁷⁴ 前掲注13「会議第二日目、午後之部」第329画像目。
- ⁷⁵ 筆者は現在まで、北米本土の日本人移民からの「棄民」論を確認していない。ついでながら述べれば、ブラジルにおいては北米二世に関して見られたような両国の架け橋論も挨拶程度の記事1点を除いて確認していない（ブラジルは架け橋の相手とはみなされていなかったのではないかということである）。以上、事実誤認であれば訂正したい。
- ⁷⁶ 野田良治（元・在サンパウロ総領事館領事）「ソロモン王も首を傾げる二世教育問題」（『大日』1939年12月号）35頁。
- ⁷⁷ 注20の箇所て引用した史料。このように述べた中西は翌年には帰国する。

- ⁷⁸ 詳細は前掲拙稿第2章第1節参照。
- ⁷⁹ 例えば、太田庄之助（神戸商業大学助手・移民研究室）「在伯邦人子弟教育問題管見」（拓務省拓務局『対伯移民政策の研究』1940年に所収、初出は『拓殖研究』1936年2月号、111～112頁）に簡潔にまとめられている。
- ⁸⁰ 「日本精神とは何か／率直、簡明な中西武官談」（『日伯新聞』1939年2月26日）3面。
- ⁸¹ 公孫樹（香山六郎）「国際変化から観て吾々不同化分子は亜細亜に帰ろ」（『聖州新報』1939年4月29日）3面。
- ⁸² 第1章第1節で見た「和魂伯才」論を提起した葛岡唯雄の講演も、日本本国の雑誌に「海外に於ける邦人子弟の教育」（『教育研究』1939年10・12月号）と題して転載されたが、「内外雑報」の扱いで、また特に反響を呼ばなかった。
- ⁸³ 拓務省・外務省『紀元二千六百年奉祝 第一回在外同胞代表者会議議事録』（1940年）123～124頁。なお、これはブラジルでの中西武官との問答シーンに戻るが、香山六郎『香山六郎回想録——ブラジル第一回移民の記録——』（サンパウロ人文科学研究所、1976年）にもその記述がある。しかし、本稿で見てきたような渋谷信吾の強気の態度とは異なっている。同書によると、香山六郎、安藤全八それに渋谷慎吾が中西武官を訪れてくだんの質問をすると、中西武官は「伯国のため先駆して戦って下さい、日本軍は立派にその敵を潔く戦死させてやりますよとニコリした」、それに対して香山六郎が「それじゃ陛下の赤子が陛下の軍兵に殺られることになりますネ」と突込んだら、中西武官は「そんなのは戦争の際は到し方ありませんとの答えだった」、このとき「渋谷氏はおびえたように沈黙をつづけ通した」と記されている（409～410頁）。